被保険者からの経済支援受入状況書

◎「遠隔地の学校に通う子」以外の別居家族の扶養認定申請時（初回）に仕送りの証明が
12か月分添付できない場合、この状況書により、認定日以後の仕送り予定について記入ください。
◎1か月分以上の仕送り証明を状況書に添付ください。仕送りを開始していない場合、認定できません。
◎次の被扶養者状況確認時および12か月後に、金融機関等による証明を必ず提出ください。仕送りの
証明を提出できない場合（紛失含む）、証明がない時点に遡って扶養削除となります。
◎この調書は認定対象者が記入してください。

被保険者等	記号		番号		被保険者氏名	
認定対象者	氏名				続柄	
	氏名				続柄	
	氏名				続柄	
認定対象者住所						

【以後１２か月分の経済支援状況】

仕送りを受ける年月日	仕送りを受ける方の氏名	仕送り額（生活支援額）
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

認定申請時に、金融機関による送金の証明を提出できない理由

上記のとおり相違ありません。
仕送りの証明が提出できない（紛失含む）場合、提出できない月に遡って扶養削除となることを了承しました。
遡って削除となる場合、医療費等の返還を行います。

令和　　年　　月　　日

認定対象者氏名署名

電話番号

R6.12月